改定後	改定前
第2条(カードの貸与と取扱い)	第2条(カードの貸与と取扱い)
5. (略)	5. (略)
	6.カードの発行およびその他の取扱いは、
	本規約の定めによる他、当社および国際提
	携組織が定めるカード取扱要領によるもの
	とします。会員は、カードの発行権および
	所有権が当社にあることを認めるものとし
	<u>ます。</u>
第8条(代金決済)	第8条(代金決済)
(略)	(略)
7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の	7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の
支払額を当月初旬に、当社の定める方法に	支払額を当月初旬に会員の届出の住所へご
より、会員へご利用代金明細書または請求	利用代金明細書または請求明細書 <u>を送付</u>
明細書 <u>にかかる情報を連携</u> し、通知します。	し、通知します。通知を受けた後10日以
通知を受けた後10日以内に当社に対して	内に当社に対して異議の申し立てがない場
異議の申し立てがない場合には、ご利用代	合には、ご利用代金明細書または請求明細
金明細書または請求明細書の内容について	書の内容について承認したものとみなしま
承認したものとみなします。	す。
第12条(カード利用の断りおよび一時停	第12条(カード利用の断りおよび一時停
止、会員資格および使用者資格の取消等)	止、会員資格および使用者資格の取消等)
9. (略)	9. (略)
10. 当社は、当社が合併、株式交換、会	
社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施	
しあるいは実施しようとする場合であっ	
て、貸金業法、割賦販売法その他の法令の	
確実な遵守のためカードの利用停止が必要	
<u>と判断する場合には、事前に当社が相当と</u>	
認める方法で告知の上、一定期間カードシ	
ョッピング、キャッシングリボおよび海外	

<u>キャッシュサービスの全部または一部の利</u> 用を停止することができるものとします。